

京都市無鄰菴等条例の一部を改正する条例（令和4年3月30日京都市条例第48号）  
（文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課）

無鄰菴、岩倉具視幽棲旧宅及び旧三井家下鴨別邸の柔軟な運営を可能とするため、次のとおり新たに定めるとともに、岩倉具視幽棲旧宅の入場料の適正化を図ることとしました。

- 1 無鄰菴、岩倉具視幽棲旧宅及び旧三井家下鴨別邸について、繁忙日の入場料の上限額を新たに定めます。
- 2 無鄰菴及び旧三井家下鴨別邸について、繁忙日の利用料金の上限額を新たに定めます。

この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

京都市無鄰菴等条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 48 号

京都市無鄰菴等条例の一部を改正する条例

京都市無鄰菴等条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「する者」の右に「（以下「入場者」という。）」を加える。

別表第3備考以外の部分中

「

岩倉具視幽棲旧宅	一 般	400
	小 学 校 の 児 童	100
	中学校及び高等学校の生徒 並びに高等専門学校の学生	200

を

」

「

岩 倉 具 視 幽 棲 旧 宅	400
-----------------	-----

に

」

改め、同表備考を次のように改める。

備考 繁忙日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日その他の入場者

等が多いと見込まれる時期において指定管理者が市長の承認を得て定める日をいう。

以下同じ。）の入場料の上限額は、次に掲げる区分に応じ、この表に掲げる額に、そ

れぞれ次に掲げる割合を乗じて得た額とする。ただし、繁忙日の入場料を収受するこ

とができる日数は、一の年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。以

下同じ。）につき120日を上限とする。

(1) 無鄰菴 2分の5

(2) 岩倉具視幽棲旧宅 4分の5

(3) 旧三井家下鴨別邸 2分の5

別表第4備考に次のように加える。

3 繁忙日の利用料金の上限額は、この表に掲げる額に3を乗じて得た額とする。た

だし、繁忙日の利用料金を収受することができる日数は、一の年度につき120日を上限とする。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

##### (準備行為)

- 2 この条例による改正後の京都市無鄰菴等条例の規定による入場料並びに無鄰菴及び旧三井家下鴨別邸の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に当該入場料及び当該料金を収受させるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

##### (経過措置)

- 3 この条例の施行の日前の申請に係る入場料及び利用に係る料金については、なお従前の例による。

(文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課)